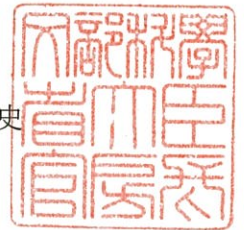


各都道府県・指定都市教育委員会教育長
 各都道府県知事
 各指定都市市長
 各国立大学長
 各文部科学大臣所轄学校法人理事長
 各大学を設置する学校設置会社の代表取締役
 各国立高等専門学校長
 小中高等学校を設置する学校設置会社を
 所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
 認定を受けた各地方公共団体の長
 各大学共同利用機関法人機構長
 各文部科学省施設等機関の長
 各文部科学省特別の機関の長
 各文部科学省独立行政法人の長
 各文部科学省国立研究開発法人の長
 日本私立学校振興・共済事業団理事長
 公立学校共済組合理事長

殿

文部科学省大臣官房長
 生川

浩史



(印影印刷)

G20 大阪サミット等開催に伴う協力について (要請)

(1) G20 大阪サミット等開催に伴う警備協力について

このたび、警察庁から文部科学省に対し、別紙1(平成31年4月24日付警察庁丙備一発第33号「G20 大阪サミット等開催に伴う警備協力について(要請)」)のとおり協力要請がありました。首脳会議が開催される大阪府、各関係閣僚会合が開催される各自治体はもとより、我が国におけるテロ等の未然防止を図るため、貴職におかれては、別紙1の協力要請における「文部科学省に対する要請事項」に関し、各都道府県警察や自治体の危機管理担当部局等と連携を図りながら、安全管理体制の充実、有事の際の情報伝達・対処等につき、地域の実情に応じて適切な措置を講じられるようお願いいたします。

(2) G20 大阪サミット等開催に伴う交通規制による修学旅行等の行程への影響について

G20 大阪サミット等の開催に伴い、別紙2「G20 大阪サミット開催に伴う交通対策(平成31年4月9日 G20 大阪サミット準備会議)」に示す対象期間及び対象地域においては、各国首脳等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめるべく、交通規制等が実施されることとされております。

ついては、当該対象期間中に対象地域への修学旅行等を計画している学校等に対しまして、当該交通規制の実施に係る情報収集を図りつつ、十分に御留意・御配慮いただくよう周知をお願いします。

(3) 国公立大学等における G20 大阪サミット開催期間の対応について

G20 大阪サミットの開催日及びその前後を含む4日間は、別紙2に示す交通規制等に伴い一般道の渋滞や公共交通機関の混雑が予想されます。こうした状況を踏まえ、大阪府・大阪市においては、6月27日（木）及び28日（金）の両日、全ての府立学校や市立の幼稚園・小・中・高等学校について臨時休業の措置を取るとともに、府立大学・市立大学等に対しても対応を要請されたと伺っております（別紙3参照）。

児童・生徒等の通学上の安全確保の観点や、通学バスの運行・教員の通勤等の状況等も勘案しつつ、G20 大阪サミット開催地域に位置する各国公立大学、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校も含め適切な対応につき御協力いただきますようお願いいたします。

本件につき、都道府県・指定都市教育委員会教育長及び都道府県知事にあつては、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校，各種学校を含む。以下同じ。）その他の教育機関等に対して、各国公立大学，各文部科学大臣所轄学校法人にあつてはその設置する学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては、所轄の学校設置会社に対して、周知願います。

【問合せ先】

本要請全体及び（1）について

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

電話 03-5253-4111（内線 2156）

（2）について

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

電話 03-5253-4111（内線 2939）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課修学旅行担当

電話 03-5253-4111（内線 2389）

（3）について

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室教育大学係

電話 03-5253-4111（内線 2909）

文部科学省高等教育局大学振興課公立大学係

電話 03-5253-4111（内線 3370）

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課支援第三係

電話 03-5253-4111（内線 3765）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係

電話 03-5253-4111（内線 2532）